

の20、22の80、旧措法68の2、68の109、旧措令39の34の2、39の128、旧措規22の20、22の80、改正法附則102)	いては、従来どおり適用されます。
---	------------------

VI その他の改正

○ その他、法人税に関して次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例 (措法62、68の67)	○ 適用期限が平成20年3月31日まで2年延長されました。	—
(2) 国外関連者との取引に係る課税の特例等 (措法66の4⑦、68の88⑥、措令39の12⑫、39の112⑩、改正法附則113、139)	○ 独立企業間価格の算定に必要な帳簿書類の提供がない場合の推定課税における独立企業間価格の算定方法に、次のものが追加されました。 イ 類似の事業を営む法人のその事業に係る営業利益を基に算定する方法 (取引単位営業利益法に対応する方法) ロ 国外関連取引に係る事業に係る連結利益を調査対象法人と国外関連者との間で分割して算定する方法 (利益分割法に対応する方法) ハ イに準ずる方法 ニ イ及びハの方法と同等の方法	平18.4.1以後に開始する事業年度等分の所得金額等について更正又は決定をする場合について適用され、同日前に開始した事業年度等分の所得金額等について更正又は決定をする場合については、従来どおり適用されます。
(3) 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例 (措法66の5、68の89、措令39の13、39の113、措規22の10の2、22の75の2、旧措法66の5、68の89、旧措令39の13、39の113、改正法附則114、140、改正措令附則31、44)	○ 対象となる負債及びその負債の利子に、次のものが追加されました。 イ 国外支配株主等が債務の保証をすることにより第三者が資金を供与した場合のその資金に係る負債並びに負債の利子及び国外支配株主等に支払う債務の保証料 ロ 国外支配株主等から借り入れた債券を担保に第三者が資金を供与した場合のその資金に係る負債並びにその負債の利子及び国外支配株主等に支払う債券の使用料 ハ イ又はロの取引を組み合わせた場合の第三者が供与した資金に係る負債並びにその負債の利子、国外支配株主等に支払う債務の保証料及び第三者に支払う債券の使用料 (注) ただし、国外支配株主等及び資金供与者等(イからハまでに掲げる第三者をいいます。以下同じ。)の法人税の課税対象所得に含まれる負債の利子及びその負債の利子に係る負債を除きます。 ○ 国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債及びその負債の利子等から、借入れと貸付けの対応関係が明らかな債券現先取引等に係る負債及びその負債の利子等を控除することができることとされました。 この場合において、適用要件となる国外支配株主等の資本持分又は自己資本の額に係る各倍数は、2倍となります。	平18.4.1以後に開始する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。 平18.4.1以後に終了する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。
(4) 内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入等 (措法66の6、66の8、68の90、68の92、措令39の15、39の16、39の19、39の115、39の116、39の119、旧措法66の6、66の8、68の90、68の92、旧措令39の15、39の16、39の19、39の115、39の116、39の119、改正法附則1六八、115①②、141①②)	○ 会社法の制定に伴い、適用対象留保金額の計算、課税対象留保金額の計算及び課税済留保金額の損金算入額の計算について、所要の整備が行われました。	平18.5.1以後の日をその支払の基準日とする剰余金の配当等がある場合について適用され、平18.5.1前の日をその支払の基準日とする利益の配当又は剰余金の分配がある場合については、従来どおり適用されます。

<p>(5) 内国法人に係る特定外国信託の留保金額の益金算入等（措法66の9の4、68の93の4、措令39の20の3、39の20の4、39の20の6、39の120の3、39の120の4、39の120の6、旧措法66の9の4、68の93の4、旧措令39の20の3、39の20の4、39の20の6、39の120の3、39の120の4、39の120の6、改正法附則1六ハ、116、142）</p>	<p>○ (4)と同様の改正が行われました。</p>	<p>平18.5.1以後の日をその支払の基準日とする剰余金の配当等がある場合について適用され、平18.5.1日前の日をその支払の基準日とする利益の配当又は剰余金の分配がある場合については、従来どおり適用されます。</p>												
<p>(6) 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例（措法66の11の2、68の96、措令39の23、措規22の12、22の76の3、旧措令39の23、旧措規22の12、改正措令附則32、改正措規附則18）</p>	<p>○ バブリック・サポート・テスト（PST）に関する要件が、次のとおり緩和されました。</p> <p>イ 特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附金は、受入寄附金総額の50%まで分子に算入できることとなりました。</p> <p>ロ 一者当たりの寄附金の基準限度額の計算について、役員又は社員からの寄附金以外は親族合算をする必要がなくなりました。</p> <p>ハ 一定の要件を満たす社員の会費については、その一定額（分子に算入する受入寄附金の額を限度）を分子に算入することとなりました。</p> <p>ニ 一定の要件を満たす小規模法人は、簡易なPSTを選択できることとなりました。</p> <p>ホ NPO法人の選択により国の補助金等を分母、分子（分子に算入する受入寄附金の額を限度）に算入することが可能となりました。</p> <p>○ 社員の数が100名以上の法人については、社員の数のうちに親族等の占める割合が1/3以下であることとする要件が不要となりました。</p> <p>○ 閲覧対象書類について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 20万円以上の寄附者のうち閲覧対象となる者が、役員、社員又はこれらの親族等に限定されました。</p> <p>ロ 閲覧項目から寄附者の住所が除かれました。</p> <p>ハ 給与を得た従業員に係る閲覧対象については、社員又は役員若しくは社員の親族等の氏名及びその金額に限定されました。</p>	<p>平18.4.1以後に行う認定の申請等について適用され、同日前に行った認定の申請等については、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>												
<p>(7) 欠損金の繰戻しによる還付の不適用（措法66の12①、68の98①）</p>	<p>○ 適用期限が平成20年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>												
<p>(8) 転廃業助成金等に係る課税の特例（措法67の4②④、68の102②④、改正法附則1六ハ、118、144）</p>	<p>○ 会社法の制定に伴い、次の改正が行われました。</p> <p>イ 圧縮記帳が認められる経理方法について、次の改正が行われました。</p> <table border="1" data-bbox="534 1512 1189 1944"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">経理方法</td> <td>・ 損金経理により減額する方法</td> <td>・ 損金経理により減額する方法</td> </tr> <tr> <td>・ 損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>・ 確定した決算において積立金として積み立てる方法</td> </tr> <tr> <td>・ 確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法</td> <td>・ 決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 特別勘定の金額の損金算入が認められる経理方法について、決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法が追加されました。</p>		改正前	改正後	経理方法	・ 損金経理により減額する方法	・ 損金経理により減額する方法	・ 損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法	—	—	・ 確定した決算において積立金として積み立てる方法	・ 確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法	・ 決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法	<p>平18.5.1以後に終了する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
	改正前	改正後												
経理方法	・ 損金経理により減額する方法	・ 損金経理により減額する方法												
	・ 損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法	—												
	—	・ 確定した決算において積立金として積み立てる方法												
	・ 確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法	・ 決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法												

<p>(9) 金融機関等の受取配当等の益金不算入等の特例（旧措法67の6、旧措令39の28、旧措規22の17の2、改正法附則102）</p>	<p>○ 銀行持株会社等に係る受取配当等の益金不算入等の特例制度が、適用期限（平成18年3月31日）の到来をもって廃止されました。</p>	<p>平18.4.1以後開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(10) 株式交換又は株式移転に係る課税の特例（旧措法67の9、67の10、68の104、68の105、旧措令39の30、39の125、改正法附則1四ト、120、146）</p>	<p>○ 会社法の制定に伴い、本制度は廃止されました。なお、法人税法において、適格株式交換又は適格株式移転の制度が創設されています（18ページ参照）。</p>	<p>平18.10.1前に行った特定子会社株式の株式交換等による移転及び子会社株式等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(11) 特別国際金融取引動向において経理された預金等の利子の非課税（措法67の11①）</p>	<p>○ 適用期限が平成20年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>
<p>(12) 組合事業に係る損失がある場合の課税の特例（措法67の12、67の13、68の105の2、68の105の3、措令39の31⑥⑭、39の32③⑦、39の125④⑩、39の126③⑦、旧措令39の31⑥⑭、39の32③⑦、39の125の2④⑩、39の125の3③⑦、改正措令附則23）</p>	<p>○ 法人が、組合契約に係る組合員からその地位の承継をした場合の調整出資金額の計算について、所要の整備が行われました。また、有限責任事業組合契約に係る措置についても、同様の改正が行われました。</p>	<p>平18.4.1以後に開始する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(13) 特定目的会社に係る課税の特例（措法67の14①、68の106、旧措法67の14⑨、68の106③、旧措令39の32の2⑨、改正法附則1六ハ、121①②、改正措令附則34）</p>	<p>○ 資産流動化法に規定する無限責任社員となっていないことが適用要件に追加されるなど、会社法の制定に伴い、所要の整備が行われました。</p>	<p>平18.5.1以後に終了する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(14) 投資法人に係る課税の特例（措法67の15、措令39の32の3⑦、措規22の19③、旧措法67の15⑪、旧措令39の32の3⑦、旧措規22の19、改正法附則1六ハ、122、改正措令附則35）</p>	<p>○ デリバティブ取引とみなしてその利益の額又は損失の額の計算をすることとされる特定の取引の範囲について、投資法人法の改正に伴い所要の整備が行われたほか、会社法の制定に伴い所要の整備が行われました。</p>	<p>平18.5.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(15) 振替国債の利子等の非課税（措法67の16②⑤）</p>	<p>○ 民間国外債の利子及び発行差金の非課税制度の適用期限が、平成20年3月31日まで2年延長されました。 ○ 外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の非課税制度の適用期限が、平成20年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>— —</p>
<p>(16) 株式等を分割法人と分割法人の株主等とに交付する分割の特例（措法68の3の2①、措令39の35の2、旧措法68の3の2①、旧措令39の35の2、改正法附則1六ハ、124）</p>	<p>○ 会社法の制定に伴い、分割法人が分割により交付を受ける分割承継法人の株式その他の資産の一部のみをその分割法人の株主等に交付をする分割が行われたときは、分割型分割と分社型分割の双方が行われたものとみなすこととされました。</p>	<p>平18.5.1以後に行われる分割について適用され、同日前に行われた分割については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(17) 特定目的信託に係る課税の特例（措法68の3の3⑨）</p>	<p>○ 欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用期限が、平成20年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>
<p>(18) 特定投資信託に係る課税の特例（措法68の3の4⑨）</p>	<p>○ 欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用期限が、平成20年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>